附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

２　この告示の施行の際現にある旧様式による証明書は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

その他告示

○内閣府、厚生労働省、国家公安委員会、法務省告示第一号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十四号）の施行に伴い、及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二条の二（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（令和五年内閣府、厚生労働省、国家公安委員会、法務省告示第一号）の一部を次のように変更したので、同法第二条の二第四項の規定に基づき、公表する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
国家公安委員会委員長　赤間　二郎
法務大臣　平口　洋
厚生労働大臣　上野賢一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第１　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な事項 １　［略］ ２　我が国の現状 ⑴　法制定及び改正の経緯 平成13年４月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、法が制定され、保護命令の制度や、都道府県の配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）による相談や一時保護等の業務が開始された。 平成16年５月には、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令の制度の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針の策定及び都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「都道府県基本計画」という。）の策定等を内容とする法改正（以下「平成16年改正」という。）が行われ、平成16年12月に施行されるとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針が策定された。その後、順次都道府県基本計画が策定された。 平成19年７月には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を更に推進するため、保護命令の制度の拡充、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）の策定及び支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする法改正（以下「平成19年改正」という。）が行われ、平成20年１月に施行された。	第１　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な事項 １　［同左］ ２　我が国の現状 ⑴　法制定及び改正の経緯 平成13年４月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、法が制定され、保護命令の制度や、都道府県の配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）による相談や一時保護等の業務が開始された。 平成16年５月には、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令の制度の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針の策定及び都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「都道府県基本計画」という。）の策定等を内容とする法改正（以下「平成16年改正」という。）が行われ、平成16年12月に施行されるとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針が策定された。その後、順次都道府県基本計画が策定された。 平成19年７月には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を更に推進するため、保護命令の制度の拡充、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）の策定及び支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする法改正（以下「平成19年改正」という。）が行われ、平成20年１月に施行された。